

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 60

[事務局] 稚内市消費者センター  
稚内市中央4丁目16番2号  
稚内市保健福祉センター2階  
電話 0162-23-4133

## << 5月は「消費者月間」です >>

【消費者庁の全国の統一テーマ】

★ **考えよう！** 大人になるとできること、気を付けること  
～ 18歳から大人に～

《趣旨》

2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。

これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけになるよう統一テーマとして掲げます。

(消費者庁)

18歳で  
大人になるってどんなこと？



(イラスト：消費者庁)

### ★ 保護者の同意なくひとりで契約できる

- ・ ローンを組んで高い買い物をする
- ・ クレジットカードをつくる

### ★ 自分ひとりで決められること

- ・ 進路を決めること
- ・ 住むところを決めること
- ・ 結婚をすること

### ◆ 責任を負うのも自分自身

- ・ 多重債務に陥った責任は自分
- ・ 悪質事業者の標的にされるのも自分

### ◆ 20歳になるまでできないこと

- ・ お酒を飲むこと
- ・ タバコを吸うこと
- ・ ギャンブルをすること

(情報提供：公益) 全国消費生活相談員協会)

## ★消費者月間パネル展を開催します★

☆ 4月28日～5月12日【キタカラ・アトリウム】

☆ 5月13日～5月31日【図書館・エントランス】

自分のことは自分で責任をもって  
決めるってことだねっ！

## 定期購入トラブルに注意!

### 【事例1】

インターネット通販で「初回 300 円、〇日間 **解約保証**」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったので、解約保証期間内に**解約を申し出る**と「4ヶ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4ヵ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は **通常価格** 1 万5千円の支払いが必要」との回答だった。規約はページのかなり **下部** まで見ないと分からなかった。



(「見守り新鮮情報」より)

- 商品を購入する際には、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある・通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品の可否や条件をしっかりと確認しましょう。

## 相談事例 (稚内市消費者センター)

### ●格安商品。。。それ、定期購入では!

#### 【相談事例】

未成年の息子(17歳)が SNS の広告をみて、300円の格安シャンプーを申し込んだ。商品を受取後、同封された払込用紙で支払ったと言う。その後、2回目の商品が代引きで届き、定期購入だと気が付いたが、9,416 円を支払って受け取ったようだ。先日息子から「商品は注文したが、定期購入だとはなっていないかった」と打ち明けられた。事業者へ解約の電話を入れると「5回縛りとなっているので、受け取り後でなければ解約出来ない」と言われた。本当に解約はできないのか?

#### 【対処】

未成年は法定代理人の同意を得ずに行った契約は取り消せることを話すと、息子さんが事業者へ解約を申し出て断られたとの事だった。未成年だと伝えなかった可能性があるので相談者から、これまでの経緯を伝え、解約、返金について再度申しでるようにと話した。事業者へ電話すると「3 回目から解約を受付、今後は送らない」との事で、了承された。

ネット通販で定期購入と気づかず注文しトラブルとなるケースが多く注意喚起しているとの情報をお知らせした。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。



稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】: 5月15日・6月12日・7月10日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 相談を希望される方は、**事前に申し込みが必要**です。下記へご連絡願います。

◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話(直通) 23-6413